

資料 - 3

主要面談者

主 要 面 談 者

氏 名	職 位	所 屬
三 浦 敏 一	所 長	國際協力事業団中国事務所 北京市朝阳区東三环北路5号 北京發展大廈1111号
新 保 昭 治	所 長	國際協力事業団中国事務所
奥 邨 彰 一	所 員	國際協力事業団中国事務所
楊 定 原	外事司司長	中華人民共和國水利部
竜 永 凶	國際連絡司司長	中華人民共和國對外經濟貿易部
楊 宝 石	國際連絡司副司長	中華人民共和國對外經濟貿易部
康 炳 建	國際連絡司項目官員	中華人民共和國對外經濟貿易部
張 輝	國際連絡司項目官員	中華人民共和國對外經濟貿易部
羅 光 勇	項 目 經 理	中国技術進口總公司
陳 明 義	副 省 庁	福建省人民政府
張 志 清	副 秘 書 長	福建省人民政府
張 貴 生	副 庁 長	省水利水電庁
黄 心 炎	秘 書 長 副 庁 長	省防汛抗旱指揮部 省水利水電庁
張 志	總 工 程 師	省防汛抗旱指揮部 省水利水電庁
林 建 民	副 主 任	省防汛抗旱指揮部弁公室
彭 吉 遼	站 長	省水文總站
姚 爱 琴	副 処 長	省對外經濟貿易委員會
施 毅 平	主 任 科 員	省對外經濟貿易委員會
林 心 華	副 主 任	省對外經濟貿易委員會
李 巧 云	副 処 長	省人民政府外事弁公室
楊 家 坦	副 總 工 程 師	省水文總站
薛 峰	高 級 工 程 師	省水利水電庁
庄 希 澄	高 級 工 程 師	省防汛抗旱指揮部弁公室
馬 德 来	高 級 工 程 師	省電力中心調度所
陳 維 惠	主 任 科 員	省水利水電庁

氏 名	職 位	所 屬
苏 炳 裕	副 主 任	省水文總站
荆 李 桃	工 程 師	省水文總站
林 斌	項 目 主 辦	省防汛抗旱指揮部弁公室
林 寿 英	項 目 主 辦	省防汛抗旱指揮部弁公室
許 宗 珍	秘 書	省防汛抗旱指揮部弁公室
方 元 泰	副 局 長	省電力工業局
却 择 中	高級工程師	省電力工業局
林 松	副 秘 書 長	省南平地区行政公署
陳 國 樑	副 專 員	省南平地区行政公署
邱 阿 旺	局 長	省南平地区水利水電局
林 金 儿	局 長	省沙縣水利水電局
陳 世 澤	副 市 長	省三明市人民政府
賴 助 国	副 市 長	省永安市人民政府
李 超	局 長	省永安市水利電力局
何 其 新	副 縣 長	省順昌縣人民政府
郭 偉 祥	副 局 長	省順昌縣水利水電局
張 来 水	副 縣 長	省将樂縣人民政府
張 立 仁	縣 長	省光澤縣人民政府
罗 双 福	局 長	省光澤縣水利電力局
何 三 寶	副 書 記	中共福建省武夷山市委员会
邱 德 旺	局 長	省武夷山市水利電力局
陳 學 松	縣 長	省浦城縣人民政府
阮 章 桂	縣 長	省松溪縣人民政府
謝 聖 永	副 局 長	省松溪縣水利電力局
楊 根 生	縣 長	省政和縣人民政府
葉 顯 祖	局 長	省政和縣水利電力局
朱 德 鈞	副 縣 長	省縣函縣人民政府

資料 - 4

協議議事録
(第1次現地調査)

中華人民共和国福建省閩江洪水予警報機材整備計画

基本設計調査協議議事録

中華人民共和国福建省閩江洪水予警報機材整備計画（以下「本計画」と称する）
に関し、日本国国際協力事業団は、外務省経済協力局無償資金協力課鎌田照章を
団長とする基本設計調査団（以下、「調査団」と称する）を1992年 9月16日より
10月23日まで中華人民共和国（以下、「中国」と称する）に派遣した。

調査団は福建省水利水電庁と友好的に一連の協議並びに意見交換を行うととも
に、福建省閩江流域の洪水被害状況及び洪水予警報システムの現状について調査
をした。

その結果、調査団・中国側双方は、本計画の実現にむけて付属書及び別添に述
べられている事項の必要性を確認し、それぞれの自国政府に対し、協議の結果を
報告することとした。

1992年9月23日

日 本 国
国 際 協 力 事 業 団
基 本 設 計 調 査 団
鎌 田 照 章

中 華 人 民 共 和 国
福 建 省 水 利 水 電 庁
副 庁 長
黄 心 炎

鎌田照章

黄心炎

付 属 書

1. 計画の目的

本計画の目的は、度重なる洪水により甚大な被害を受けている福建省閩江流域の洪水予警報システムを構築するために必要な機材を供与することにより、閩江流域の洪水被害を軽減するものである。

2. 実施機関

本計画の実施機関は、福建省水利水電庁である。

3. 計画の対象地域

中国側は、本年3月に国際協力事業団より派遣された事前調査団の提案に基づき、閩江流域全体の洪水予警報システム計画（別添1）を作成した。調査団は、中国側がこの全体計画を作成したことを評価した。

中国側は、上述した全体計画を今回の無償資金協力の対象範囲として要請した。しかし、調査団は閩江流域全体を計画対象範囲とすることは困難な旨述べた。

調査団・中国側双方協議の結果、本計画の対象地域を、建溪、富屯溪及び南平から福州までの閩江本川とした。ただし、洪水予測の精度を向上させるために、沙溪下流及び金溪下流を調査の対象地域に加えることとした。調査の後、具体的な条件に基づき、計画対象地域とするかどうか判断する。（別添2）

4. 閩江洪水予警報機材整備計画（案）の作成

中国側は、日本側調査団が、今回の協議、引き続き行われる現地調査及び日本国内での解析に基づき、閩江洪水予警報機材整備計画（案）（以下「計画（案）」と称する）を作成することに同意した。なお、計画（案）の機材内容は、必要十分かつ最小限度の設備とする。

中国側は、この計画（案）を尊重し、1993年2月に派遣予定の第2次現地調査団とその内容について協議することに合意した。

また、調査団・中国側双方は、計画（案）の作成に当たって、以下の点について留意することを確認した。

- (1) 機材の設置箇所は、洪水予警報上の必要性、緊急性の高い箇所を優先させる。特に、ダム局、傍受局、南平副センター、ダム下流放流警報装置、移動警報車については、引き続き実施する現地調査において、その必要性、緊急性を十分検討する。
- (2) 機材の内容は、洪水予警報に必要な情報収集、伝達の確実性、迅速性を高めるものを優先させる。また、その維持・管理が、中国側で技術的、予算的に対応可能なものとする。
- (3) 計算機設備については、処理目的、処理内容、処理量を十分調査・検討の上、洪水予警報に必要十分かつ最小限の設備とする。
- (4) 洪水予測分析プログラムは、今回中国側が提供した計算方法を使用し、日本側がシステム設計を行う。また、情報処理設備へのプログラムの組込みは、本計画の完了までに中国側が行う。
- (5) 水文観測所、雨量水位観測所の流量の情報処理設備への組込みは、水位から換算する方式（H-Q式）とし、換算式のプログラムの組込みは、本計画の完了までに中国側が行う。
- (6) 雨量観測所については、中国側が今回行った観測所間の相関解析（代表係数法など）を参考に、日本側において適切な配置を設計する。
- (7) ダムの宥水の影響により水位計の信頼性の低下の恐れのある水位観測所については、中国側において早急にその影響を検討し、結果を今年中に日本側に報告する。
- (8) 洪水予測の信頼性向上のためには沙溪口、水口両ダムの水文情報（水位、放流量）をシステムに取込むことが望ましいので、中国側関係機関においてこの点を調整し、今年中に日本側に報告する。
- (9) 中国側は、1) 鉄塔、ポール、アース、2) 建物、井戸、設備基礎、フロアなどすべての土木建築設備の資材の供給及び工事を行う。ただし、鉄塔については、中国側で供給が可能かどうか今後検討した上で、最終的に判断する。

録

六

- (10)無線周波数について日本側は、多重無線は2GHz、テレメータ用無線は70MHz、移動無線は150MHzを提案した。中国側は、この周波数について検討し、10月19日までに検討結果を調査団に報告する。

5. 調査日程

- (1) 調査団は、この後10月23日まで中国内での現地調査を続行する。中国側は、これに必要な人員や車両の確保など調査が円滑に進むよう必要な措置を取る。また、調査団が実施できなかった電波伝搬試験などは、調査団が貸与する機材を使用し、中国側が調査を行い、今年中に日本側に報告する。
- (2) 調査団は、本議事録及び調査結果に基づき日本国内で検討を行い、計画(案)を作成する。国際協力事業団は、その説明・協議のための調査団を1993年2月を目処に派遣することを検討する。

6. 日本国政府の無償資金協力制度

- (1) 中国側は、調査団により説明された日本の無償資金協力の制度について理解しこれに同意した。特に設計については、日本のコンサルタントがこれを実施すること、機材の購入及び据付けについては、本計画実施機関と日本の企業が元請契約を行い実施することについて同意した。
- (2) 中国側は、日本の無償資金協力が実施される場合には、別添3の措置を取るとともに、本計画の維持運営に必要な経費及び人員の確保等、無償資金協力により負担されない費用等について中国側が負担することに同意した。

7. 設備の維持管理計画

中国側は、本計画が実施された場合の設備の維持管理体制(人員、組織)の計画について検討し、その結果を今年中に日本側に報告する。

録

六

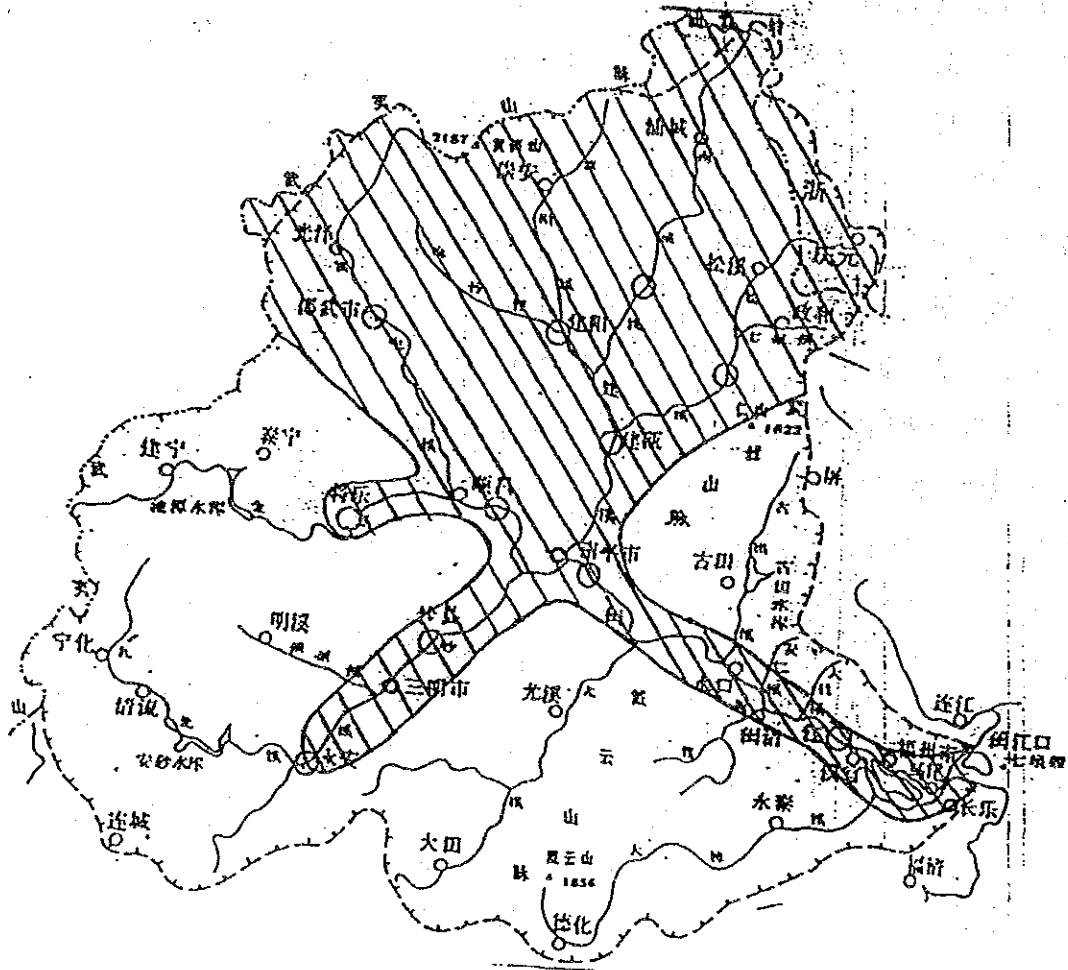
別添1

(1) 雨量観測所設備	58局
(2) 水位雨量観測所設備	20局
(3) 水文観測所設備	24局
(4) ダム局	28局
(5) 傍受局	3局
(6) 中継局	14局
(7) 福州洪水予警報センター	1局
(8) 南平洪水予警報センター	1局
(9) 省命令発布センター	1局
(10) 地区命令発布センター	3局
(11) 県洪水防止事務所	23局
(12) ダム下流放流警報局	35局
(13) 警報移動局	31局

録

共

別添-2



錦

六

別添3

日本の無償資金協力が実施される場合、中国側が措置すべき事項は以下の通りである。

- 1、本計画に必要な土地を確保し、機材の据付けまでに必要な整地及び建物の建設を完了する。
- 2、本計画に必要な周辺基盤（アクセス道路、電力・水供給、電話、下水・排水施設等）について機材の据え付けまでに整備・提供すること。
- 3、本計画のために輸入される機材についての陸上げ、通関、中国国内の輸送がすみやかに実施されるのを確保すること。
- 4、日本国民による本計画の実施に必要な機材の持ち込み及び役務の供与に関し、中国において課せられる関税、内国税その他の課徴金を免除もしくは負担すること。
- 5、本計画の実施のために役務を供与する日本国民に対し、中国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を供与すること。
- 6、本計画の実施に必要な許可、免許及びその他の認可について、中国の法律に則り、遅滞なくこれを発給し許可すること。
- 7、銀行取り決めに基づき、銀行手数料として次の取扱手数料を支払うこと。
 - (イ) 支払い授權通知手数料
 - (ロ) 支払手数料
- 8、本計画の実施に必要であり、かつ日本の無償資金協力により負担できないその他の経費を負担すること。
- 9、本計画の実施に必要なカウンターパート技術者を配置すること。
- 10、本計画について日本の無償資金協力で購入される機材等を適切に活用し、維持管理すること。

録

六

中 华 人 民 共 和 国
福建省闽江洪水预警报器材装备计划
基本设计调查会谈纪要

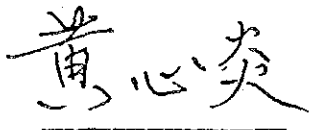
关于中华人民共和国福建省闽江洪水预警报器材装备计划(以下简称“本计划”),日本国国际协力事业团派遣以外务省经济协力局无偿资金协力课镰田照章为团长的基本设计调查团(以下简称“调查团”),于1992年9月16日至10月23日访问了中华人民共和国(以下简称“中国”)。

调查团在与福建省水利水电厅进行一系列友好会谈和交换意见的同时,并对福建省闽江流域的洪水灾害情况以及洪水预警报系统的现状进行了调查。

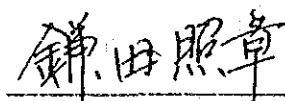
对此,为了本计划的实现,调查团和中方对附件和附录中所阐述事项的必要性进行了确认,并决定各自向双方政府报告会谈的结果。

1992年9月23日

中华人民共和国
福建省水利水电厅
副 厅 长
黄 心 炎



日 本 国
国际协力事业团
基本设计调查团
镰田照章



附 件

1、计划的目的

本项目的目的，在于对经常受洪水灾害深重的福建省闽江流域建立洪水预警报系统提供必要的器材，以减轻闽江流域洪水灾情。

2、项目实施机关

本项目的实施机关是福建省水利水电厅。

3、计划对象地区

中方根据今年3月份国际协力事业团派遣的事前调查团的提议，作出了闽江全流域的洪水预警报系统计划（附录1）。调查团对中方所作出的整体计划给予评价。

中方要求，把上述的整体计划作为这次无偿资金援助的对象范围。但是，调查团提出，以闽江全流域为计划对象范围有困难。调查团与中方协商的结果，本计划的对象区域为建溪、富屯溪、以及从南平至福州的闽江干流。但是，为了提高洪水预测报的准确程度，把沙溪下游和金溪下游增加为调查的对象地区（附录2）。调查后，根据具体条件，判断是否列入计划对象。

4、闽江洪水预警报器材装备计划（方案）的制定。

六

錦

中方同意日方调查团根据本项目协议和继续进行的现场调查，以及在日本国的分析，制定闽江洪水预警报器材装备计划（方案）【以下称为（计划方案）】，计划（方案）的器材内容为充分必要且最小范围内的设备。中方尊重日方制定的计划方案，并同意与1993年2月拟派遣的第二次现场调查团就其内容进行协商。并且，调查团和中方确认了在制定计划（方案）时，应注意以下几点：

（1）器材的设置地点应优先考虑洪水预警报方面必要性、紧迫性高的地方，特别是对于水库、傍受局、南平副中心、水库下游泄洪警报装置、移动报警车等，通过继续实施现场调查，对其必要性和紧迫性进行充分的研究。

（2）器材的内容应优先考虑洪水预警报所必要的信息收集、提高传递的速度和准确性。

另外，器材的维护和管理，应与中方的技术、资金预算相适应。

（3）关于计算机设备，在对其处理目的、处理内容、处理量进行充分调查研究之后，选定对洪水预警工作充分必要且最小限度的设备内容。

（4）洪水预测分析程序，使用此次中方提供的计算方法，由日方进行系统设计。另外程序输入到信息处理设备的工作，在本计划完成之前由中方进行。

（5）将水文观测站、雨量水位观测站的流量，以水位换算流

兴

鍾

量的公式(H~Q式)输入到信息处理设备去。换算式的程序输入工作在本计划完成之前由中方进行。

(6) 关于雨量观测站的设置,以中方这次进行的观测站之间的相关分析(代表系数法等)为参考,由日方进行适当的配置设计。

(7) 对由于水库回水影响可能造成水位计的可信性降低的水位观测站,中方尽快研究其影响,并将结果在年内向日方报告。

(8) 为了提高洪水预测的可靠性,希望把沙溪口、水口两水库的水文信息(水位、泄洪量)输入本系统,中方有关部门就该点的协调,在今年内向日方报告。

(9) 中方应承担:①铁塔、天线杆、地线;②建筑物、测井、设备基础、地板等所有的土木建筑设备的材料供给以及工程的实施。但是,对于铁塔,中方是否可能供应的问题,在今后研究的基础上进行最终判断。

(10) 关于无线频率,日方提议多重无线采用2GHz,遥测站的无线采用70MHz,移动无线采用150MHz,中方应对此频率加以研究,并于10月19日以前将研究结果向调查团报告。

5、调查日程

(1) 调查团于此后至10月23日在中国国内继续进行现场调查,中方采取必要的措施,确保必要的人员和车辆,使调查顺利进行。另外,调查团无法实施的电波传播试验等由中方使用调查团借给的器材进行调查,并在今年内向日方报告。

(2) 调查团将根据本纪要以及现场调查结果，在日本国内进行研究，做出计划(方案)。国际协力事业团将研究拟于1993年2月左右派遣调查团来福建，就计划(方案)进行说明和协商。

6、日本国政府的无偿资金援助制度

(1) 中方对调查团所说明的日本无偿资金援助制度表示理解和同意。特别是设计方面，中方同意日方咨询团实行项目设计。对器材的购买和安装，同意由日本企业与本计划实施机关签定总承包合同后进行实施。

(2) 在实施日本无偿资金合作时，中方同意采取附录3的措施的同时，确保本计划维持和运行所必要的经费及人员，并承担无偿资金合作所不能负担的费用。

7、设备维护管理计划

实施本计划时，中方对设备维护管理体制的计划(人员、组织)进行研究，并将结果于年内向日方报告。

附：附录1，附录2，附录3。

☆

鍾

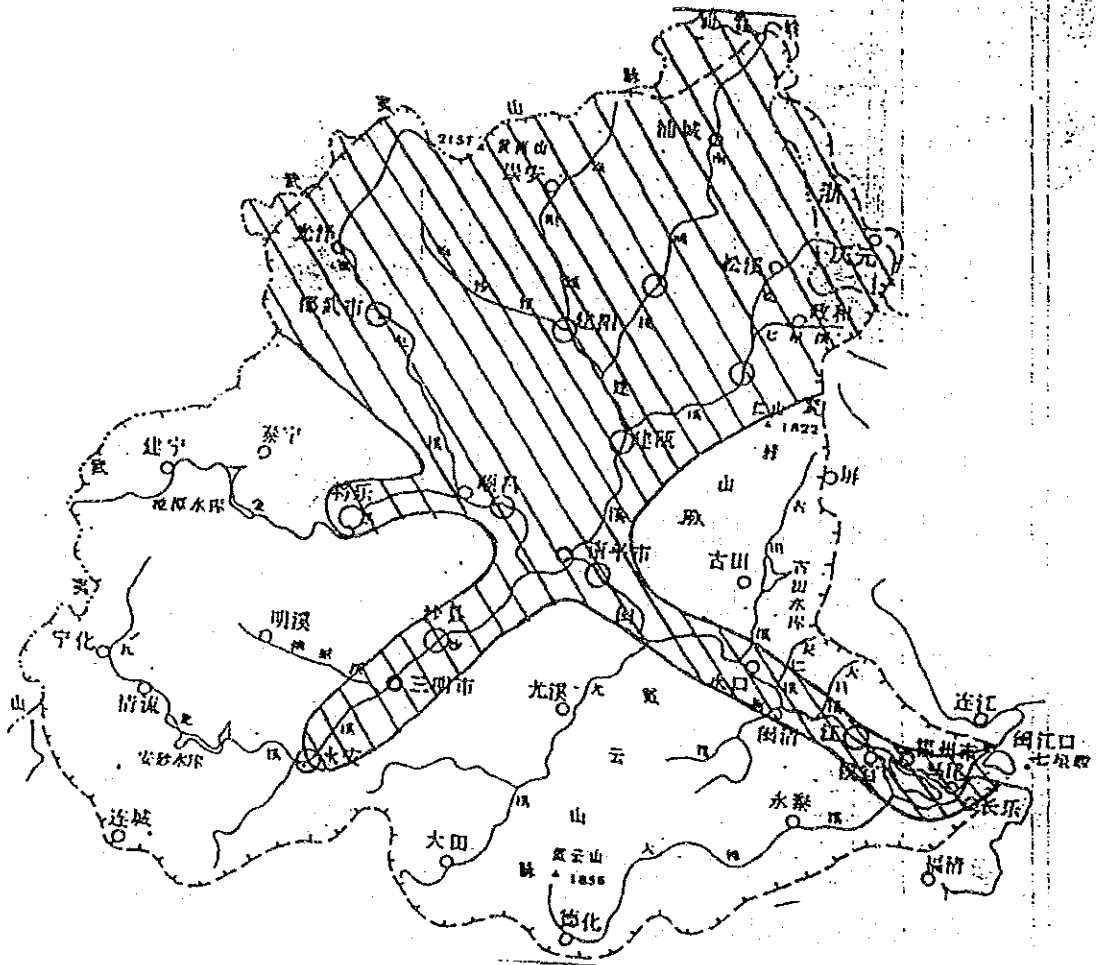
附录1

(1) 雨量观测站设备	58
(2) 水文雨量观测站设备	20
(3) 水文观测站设备	24
(4) 水库站	28
(5) 傍受站	3
(6) 中继站	14
(7) 福州洪水预警报中心	1
(8) 南平洪水预警报中心	1
(9) 省命令发布中心	1
(10) 地(市)命令发布中心	3
(11) 县防洪办事处	23
(12) 水库下游泄洪警报局	35
(13) 警报移动站	31

兴

錦

別添-2



天

鎌

附录3

在实施日本无偿资金合作时，中方应对下列事项采取必要的措施：

(1) 确保本项目所必需的土地，在器材安装前，完成必要的土地平整和建筑物的建设。

(2) 在器材安装前，提供和配备实施本项目所必要的基础设施（搬运器材的道路、供电、供水、电话、下水道、排水设施等）。

(3) 确保为实施本项目所进口的器材的顺利上岸、通关及中国国内的运输。

(4) 对日本国民为实施本项目携带入境的必要器材及所提供的劳务，免征其中国关税，国内税及其它税金或者由中方负担。

(5) 对为实施本计划计划提供劳务的日本国民的入境及在中国逗留给予必要的方便。

(6) 对实施本计划所必要的批准手续、许可证及其它的认可，根据中国法律，及时地给予办理。

(7) 根据银行协议，作为银行的手续费，中方必须支付如下费用：

(a) 支付授权通知手续费

鎌

(b) 支付手续费

(8) 负担实施本计划所必需的并且是日本无偿资金援助所不能负担的其它费用。

(9) 为实施本计划配备必要的对口专家。

(10) 有效使用、维护管理本项目利用日本无偿资金援助所采购的器材等。

共

金兼

資料－5

協議議事録
(第2次現地調査)

中華人民共和国福建省閩江洪水予警報機材整備計画

基本設計調査協議議事録

中華人民共和国福建省閩江洪水予警報機材整備計画（以下「本計画」と称する）
に関し、日本国国際協力事業団は、国際協力事業団無償資金協力調査部調査審査課
喜多村裕介を団長とする第2次基本設計調査団（以下、「調査団」と称する）を
1993年3月10日より3月28日まで中華人民共和国（以下、「中国」と称する）に派
遣した。

調査団は福建省水利水電庁と友好的に一連の協議並びに意見交換を行うとともに、
福建省閩江流域の洪水被害状況及び洪水予警報システムの現状について調査をした。

その結果、調査団・中国側双方は、本計画の実現に向けて付属書及び別添に述べ
られている事項の必要性を確認し、それぞれの自国政府に対し、協議の結果を報告
することとした。

1993年3月23日

日 本 国
国際協力事業団
基本設計調査団団長
喜 多 村 裕 介

中 華 人 民 共 和 国
福 建 省 水 利 水 電 庁
副 庁 長
黄 心 炎

喜多村裕介

黄心炎

1. 計画の目的

本計画の目的は、度重なる洪水により甚大な被害を受けている福建省閩江流域の洪水予警報システムを構築するために必要な機材を供与することにより、閩江流域の洪水被害を軽減するものである。

2. 実施機関

本計画の実施機関は、福建省水利水電庁である。

3. 管理機関

本計画の管理機関は、福建省対外経済貿易委員会である。管理機関は、本計画の円滑な遂行のために必要な調整を行うとともに、本計画が実施された後のモニタリングと評価を行う。

4. 要請内容

中国側は、調査団との協議を通じ本計画に取り込む洪水予警報システム計画(案)を別添1の通りとし、その実施を日本側に要請した。

5. 対象地域

調査団・中国側双方協議の結果、本計画の対象地域を建溪、富屯溪及び南平から福州までの閩江本川並びに洪水予測の精度を向上させるために沙溪下流及び金溪下流を対象地域に加えることとした。さらに、尤溪の水位観測所を調査対象とすることとした。(別添2)

吉

吉

6. 閩江洪水予警報機材整備計画（案）の作成

中国側は、日本側調査団が、今回の協議、引き続き行われる現地調査及び日本国内での解析に基づき、閩江洪水予警報機材整備計画（案）（以下「計画（案）」と称する）を作成することに同意した。なお、計画（案）の機材内容は、必要十分かつ最小限度の設備とする。

中国側は、この計画（案）を尊重し、1993年5月に派遣予定の報告書説明調査団とその内容について協議することに同意した。

また、調査団・中国側双方は、計画（案）の作成に当たって、以下の点について留意することを確認した。

- (1) 機材の設置箇所は、洪水予警報上の必要性、緊急性の高い箇所を優先させる。
- (2) 機材の内容は、洪水予警報に必要な情報収集、伝達の確実性、迅速性を高めるものを優先させる、また、その維持・管理が、中国側で技術的、予算的に対応可能なものとする。
- (3) 情報処理設備については、処理目的、処理内容、処理量を十分調査・検討の上、洪水予警報に必要十分かつ最小限の設備とする。
- (4) 洪水予測分析プログラムは、今回中国側が提供した計算方法を使用し、日本側がシステム設計を行う。また、この洪水予測分析プログラムの作成及び情報処理設備への組み込みは、本計画の完了までに中国側が行う。予警報データの入力・出力・表示・記録に係わるプログラムは日本側で作成する。
- (5) 水文観測所、雨量水位観測所の流量の情報処理設備への組み込みは、水位から換算する方式（ $H-Q$ 式）とし、換算式のプログラムの作成及び組み込みは、本計画の完了までに中国側が行う。

喜

黄

- (6) 洪水予測の信頼性向上のためには沙溪口、水口両ダムの水文情報（水位、放流量等）をシステムに取り込むことが望ましいので、引き続き中国側は取り込むことができるよう努力する。なお、報告書説明調査の際、沙溪口、水口両ダムの水文情報の取り込みについて再度協議する。
- (7) 中国側は、1)鉄塔、ポール、アース、2)建物、井戸、設備基礎、フロアなどすべての土木建築設備の資材の供給及び工事を行う。ただし、この場合南平副センターの鉄塔の高さは約20m以下、その他の鉄塔の高さは約10m以下とし、上記の高さを越す場合には日中双方で更めて協議する。
- (8) 無線周波数については、多重無線は2GHz帯、テレメータ用無線は70MHz帯、移動無線は150MHz帯とし、地方弁公室用無線は230MHz帯で検討する。これら無線周波数の使用許可は、中国側が責任をもって取得する。
- (9) 今次調査において中国側から日本側案に対し、尤溪、永安の水位観測所の追加の要請があった。これに対し日本側は、水口、沙溪口ダムの水文情報がより重要と主張した。しかしながら、洪水予警報上必要かつ十分な水文情報が取り込めない場合は、尤溪、永安の水位観測所の取り込みを全体計画の中で検討する。
- (10) 今次調査において中国側は日本側案に対し、閩侯、三明の地方弁公室を計画対象としての追加の要請があった。日本側は中国側の要請理由に理解を示したが、本計画への取り込みについては全体計画の中で検討する。
- (11) 中国側は住民に対する避難命令の伝達及び洪水対策並びにダム放流警報用に無線警報車を再度強く要請した。日本側はその必要性を認めたが、必要台数については全体計画の中で検討する。

李景

李景

(12) 多重無線の通信方式はPCMデジタル方式で、地方弁公室用無線の通信方式は複信方式とする。

(13) 情報処理方式はLAN構成にし、ファイルサーバに制御用コンピュータを、端末機にワークステーションを使用するよう検討する。なお、端末機による表示と印字には漢字を使用するよう検討する。

7. 調査日程

(1) 調査団は、この後3月28日まで中国内での現地調査を続行する。中国側は、調査が円滑に進むよう必要な措置を取る。また、今次の協議で新たに電波伝搬試験が必要となった無線区間については、調査団が貸与する機材を使用し、中国側が調査を行い、1993年4月20日までに日本側に報告する。

(2) 調査団は、本議事録及び調査結果に基づき日本国内で検討を行い、最終計画(案)を作成する。国際協力事業団は、報告書説明調査団を1993年5月を目処に派遣することを検討する。

8. 日本国政府の無償資金協力制度

(1) 中国側は、調査団により説明された日本の無償資金協力の制度について理解しこれに同意した。特に詳細設計については、日本のコンサルタントがこれを実施すること、機材の購入及び据付けについては、本計画実施機関と日本の企業が元請契約を行い実施することについて同意した。

(2) 中国側は、日本の無償資金協力が実施される場合には、別添3の措置を取るとともに、本計画の維持運営に必要な経費及び人員の確保等、無償資金協力により負担されない費用等について中国側が負担することに同意した。



9. 設備の維持管理計画

中国側は、本計画が実施された場合の設備の維持管理体制（人員、組織）の計画について検討し、その内容を調査団に1993年 3月26日までに提供する。

吉松

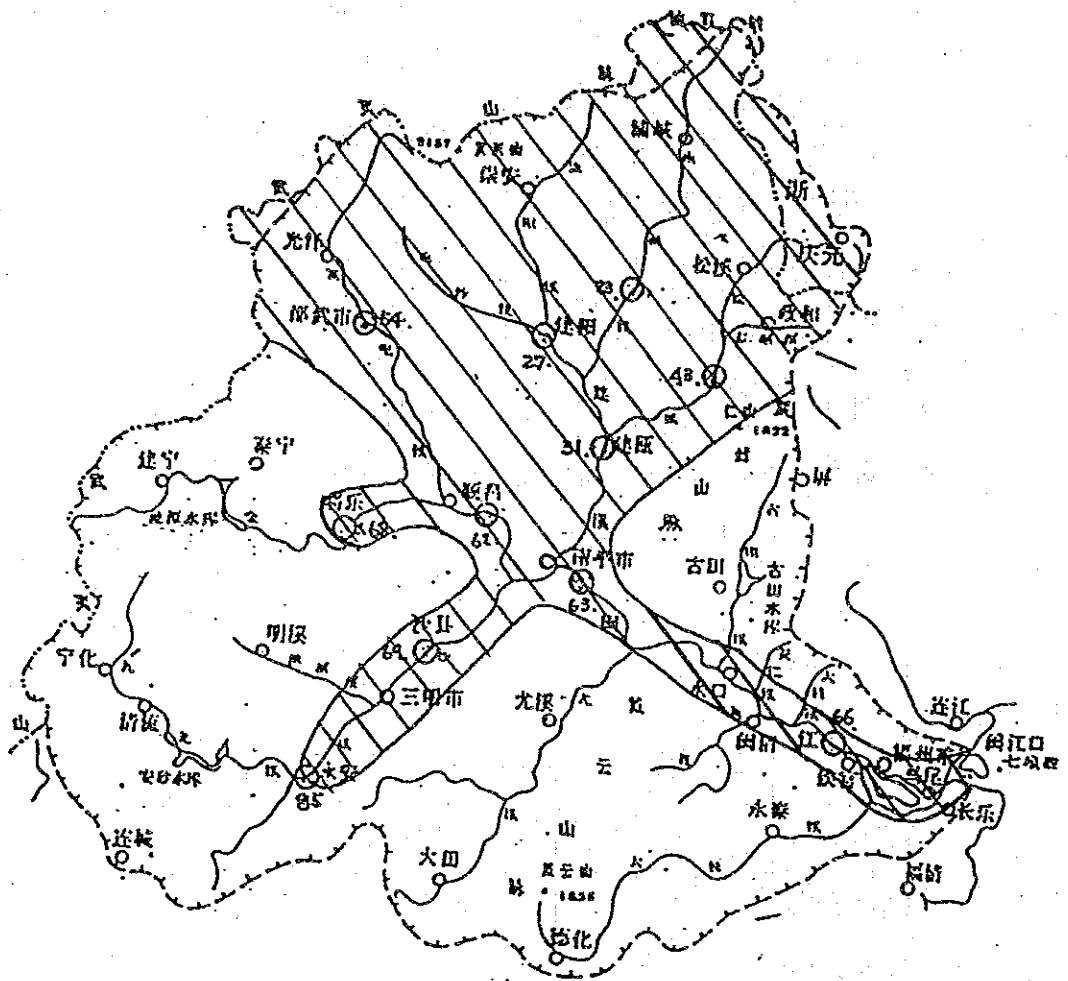
黄

別 添 1

* (1) 雨量局	4 4	局
* (2) 水位局	2 6	局
* (3) ダム局	4	局
(4) 中継局	1 1	局
(5) 福州洪水予警報センター	1	局
(6) 南平洪水予警報センター	1	局
(7) 省命令発布センター	1	局
(8) 地区命令発布センター	1	局
(9) 地方弁公室	1 1	局
(10) 警報車	2 1	台

* (1)、* (2)、* (3)の内容

	雨 量 計	水 位 計	放流量設定器
(1)雨量局	4 4	0	0
(2)水位局	2 6	2 7	0
(3)ダム局	4	4	4
計	7 4	3 1	4



喜

黃

別 添 3

日本の無償資金協力が実施される場合、中国側が措置すべき事項は以下の通りである。

1. 本計画に必要な土地を確保し、機材の据付けまでに必要な整地及び建物の建設を完了する。
2. 本計画に必要な周辺基盤（7/14道路、電力・水供給、電話、下水・排水施設等）について機材の据え付けまでに整備・提供すること。
3. 本計画のために輸入される機材についての陸上げ、通関、中国国内でのすみやかな輸送に必要な便宜を供与すること。
4. 日本国民による本計画の実施に必要な機材の持ち込み及び役務の供与に関し、中国において課せられる関税、内国税その他の課徴金を免税もしくは負担すること。
5. 本計画の実施のために役務を供与する日本国民に対し、中国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を供与すること。
6. 本計画の実施に必要な許可、免許及びその他の許可について、中国の法律に則り、遅滞なくこれを発給し許可すること。
7. 銀行取り決めにに基づき、銀行手数料として次の取扱手数料を支払うこと。
 - (i) 支払い授権通知手数料
 - (ii) 支払い手数料
8. 本計画の実施に必要であり、かつ日本の無償資金協力により負担できないその他の経費を負担すること。
9. 本計画の実施に必要なカウンターパート技術者を配置すること。
10. 本計画について日本の無償資金協力で購入される機材等を適切に活用し、維持管理すること。

喜

黄

中 华 人 民 共 和 国
福建省闽江洪水预警报器材装备计划
基本设计调查会谈纪要

关于中华人民共和国福建省闽江洪水预警报器材装备计划(以下简称“本计划”),日本国国际协力事业团派遣以国际协力事业团无偿资金协力调查部调查审查课喜多村裕介为团长的第二次基本设计调查团(以下简称“调查团”),于1993年3月10日至3月28日访问了中华人民共和国(以下简称“中国”)。

调查团在与福建省水利水电厅进行一系列友好会谈和交换意见的同时,并对福建省闽江流域的洪水灾害情况以及洪水预警报系统的现状进行了调查。

对此,为了本计划的实现,调查团和中方对附件和附录中所阐述事项的必要性进行了确认,并决定各自向双方政府报告会谈的结果。

1993年3月23日

中华人民共和国
福建省水利水电厅
副 厅 长
黄 心 炎

黄心炎

日 本 国
国际协力事业团
基本设计调查团团长
喜多村裕介

喜多村裕介

附 件

1、计划的目的

本项目的目的，在于对经常受洪水灾害深重的福建省闽江流域建立洪水预警报系统提供必要的器材，以减轻闽江流域洪水灾情。

2、实施机关

本计划的实施机关是福建省水利水电厅。

3、管理机关

本计划的管理机关是福建省对外经济贸易委员会。为顺利执行本项目，管理机关在进行必要的协调工作的同时，进行本项目开始实施后的监管及评价工作。

4、申请内容

中方经与调查团协商，将附录1的内容列入洪水预警报系统计划(草案)中，并向日方申请加以实施。

5、计划对象地区

调查团与中方协商的结果，本计划的对象区域为建溪、富屯溪、以及从南平至福州的闽江干流。同时，为了提高洪水预测报的精确度，把沙溪下游和金溪下游增加为本计划的对象区域。除此之外，将尤溪水文站作为调查对象(附录2)。

6、闽江洪水预警报器材装备计划(方案)的制定

中方同意日方调查团根据本项目协议和继续进行的现场调查，

黄

吉野

以及在日本国内的分析，制定闽江洪水预警报器材装备计划(方案)〔以下称为计划(方案)〕，计划(方案)的器材内容为充分必要且最小范围内的设备。

中方尊重日方制定的计划(方案)，并同意与1993年5月拟派遣的报告书说明调查团就其内容进行协商。

调查团和中方确认了在制定计划(方案)时，应注意以下几点：

(1) 器材的设置地点应优先考虑洪水预警报方面必要性、紧迫性高的地方。

(2) 器材的内容应优先考虑洪水预警报所必要的信息收集、提高传递的速度和准确性。另外，器材的维护和管理，应与中方的技术、资金预算相适应。

(3) 关于信息处理设备，在对其处理目的、处理内容、处理量进行充分调查研究之后，选定对洪水预警报工作充分必要且最小限度的设备内容。

(4) 洪水预测分析程序，使用此次中方提供的计算方法，由日方进行系统设计。另外洪水预测分析程序的编制和输入到信息处理设备的工作，在本计划完成之前由中方进行。与预警报的数据输入、输出、显示、记录有关的程序由日方编制。

(5) 将水文站、雨量水位站的流量，以水位换算流量的公式(H-Q式)输入到信息处理设备中。换算公式的程序编制及输入工作在本计划完成之前由中方进行。

黄

1993

(6) 为了提高洪水预测的可靠度，希望将沙溪口、水口两水库的水文信息（水位、泄洪量等）纳入系统中，中方应为实现此目的而继续工作。在报告书说明调查时，就水口沙溪口两座水库水文信息纳入本系统的问题再行协商。

(7) 中方应承担：①铁塔、天线杆、地线；②建筑物、测井、设备基础、地板等所有的土木建筑设备的材料供给以及工程的实施。但是，此次所述铁塔高度南平副中心约20M以下，其他铁塔高度约10M以下，如铁塔高度超过上述数值时，中日双方应再行协商。

(8) 关于无线频率，多重无线采用2GHz带、遥测站的无线采用70MHz带、移动无线采用150MHz带。对地方办公室无线采用230MHz带的问题，再进一步研究。使用上述无线频率的审批手续，由中方负责。

(9) 在此次调查过程中，中方要求在日方方案中增加尤溪和永安水文站。对此，日方认为水口、沙溪口水库的水文信息更为重要。但在洪水预警报中得不到两水库的充分必要的水文信息的情况下，在整体计划中考虑尤溪、永安水文站的设置。

(10) 在此次调查过程中，中方要求在日方方案中增加闽侯、三明两地方办公室作为计划对象范围，日方对中方的要求理由表示理解，并在整体计划的范围内加以研究。

(11) 中方再次强烈要求提供用于向居民发布撤退命令、防洪对策以及水库泄洪报警等方面的无线警报车。日方承认其必要性并

黄

吉

对必要的台数在整体计划中加以研究。

(12) 多重无线的通讯方式采用PCM数字方式。地方办公室的通讯方式采用双工方式。

(13) 信息处理方式将研究使用LAN的构成，文件存储服务使用控制计算机，终端使用工作站。终端显示打印将研究使用汉字。

7、调查日程

(1) 调查团于此后至3月28日在中国国内继续进行现场调查，为使调查顺利进行中方采取必要的措施。另外，对此次协商中新提及的电波传输试验所必要的无线区间的问题，中方使用调查团提供的器材进行调查，并于1993年4月20日前向日方报告。

(2) 调查团根据本会谈纪要及调查结果，在日本国内进行研究，制定最终计划（方案）。国际协力事业团将研究拟于1993年5月左右派遣报告书说明调查团。

8、日本国政府的无偿资金援助制度

(1) 中方对调查团所说明的日本无偿资金援助制度表示理解和同意。对于详细设计，中方同意由日方咨询团进行设计。对器材的采购和安装，同意由本计划实施机关与日本企业签定总承包合同后进行实施。

(2) 在实施日本无偿资金援助时，中方同意在采取附录3的措施的同时，确保本计划维护和运行所必要的经费及人员等，并承担无偿资金援助所不能负担的费用。

黄

喜

9、设备的维护管理计划

本计划实施时，中方对设备维护管理体制（人员、组织）的计划进行研究，并将其内容于1993年3月26日之前向调查团说明。

A handwritten signature in Chinese characters, enclosed in a hand-drawn circle. The characters appear to be '苗' (Miao).A handwritten signature in Chinese characters, enclosed in a hand-drawn circle. The characters appear to be '王' (Wang).

附录1

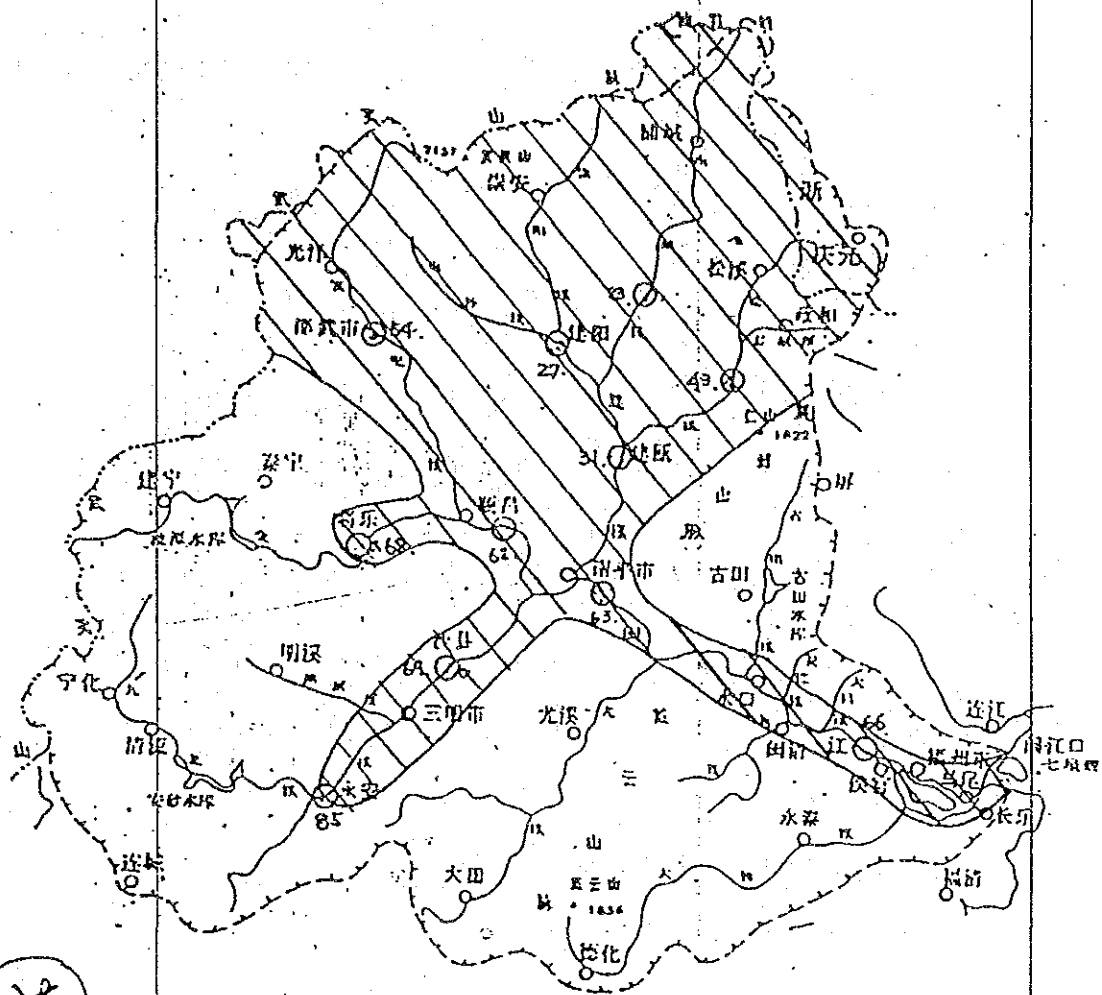
※(1)雨量站	44站
※(2)水位站	26站
※(3)水库站	4站
(4)中继站	11站
(5)福州洪水预警报中心	1个
(6)南平洪水预警报中心	1个
(7)省命令发布中心	1个
(8)地区命令发布中心	1个
(9)地方办公室	11个
(10)警报车	21台

※(1)(2)(3)的内容:

	雨量计	水位计	泄洪量设定器
(1)雨量站	44	0	0
(2)水位站	26	27	0
(3)水库站	4	4	4
总计	74	31	4

黄

黄



山

山

附录3

在实施日本无偿资金援助时，中方应对下列事项采取必要的措施：

(1) 确保本项目所必需的土地，在器材安装前，完成必要的土地平整和建筑物的建设。

(2) 在器材安装前，提供和配备实施本项目所必要的基础设施（搬运器材的道路、供电、供水、电话、下水道、排水设施等）。

(3) 为实施本项目所进口的器材的顺利上岸、通关及中国国内的运输给予必要的方便。

(4) 对日本国民为实施本项目携带入境的必要器材及所提供的劳务，免征其中国关税、国内税及其它税金或者由中方负担。

(5) 对为实施本计划提供劳务的日本国民的入境及在中国逗留给予必要的方便。

(6) 对实施本计划所必要的批准手续、许可证及其它的认可，根据中国法律，及时地给予办理。

(7) 根据银行协议，作为银行的手续费，中方必须支付如下费用：

(a) 支付授权通知手续费

(b) 支付手续费

(8) 负担实施本计划所必需的并且是日本无偿资金援助所不能

黄

吉

负担的其它费用。

(9) 为实施本计划配备必要的对口专家。

(10) 有效使用、维护管理本项目利用日本无偿资金援助所采购的器材等。



資料－6

協議議事録

(ドラフトファイナル説明調査)

中華人民共和國福建省閩江洪水予警報機材整備計画

基本設計調査（報告書草案説明）協議議事録

中華人民共和國福建省閩江洪水予警報機材整備計画（以下「本計画」と称する）に関し、日本国国際協力事業団は、外務省経済協力局無償資金協力課鎌田照章を団長とする報告書草案説明調査団（以下、「調査団」と称する）を1993年6月2日より6月11日まで中華人民共和國（以下、「中国」と称する）に派遣した。

調査団は福建省水利水電庁に対し、基本設計調査報告書草案を説明し、友好的な雰囲気のもとに十分な意見の交換を行った。

その結果、調査団・中国側双方は、本計画の実現に向けて付属書及び別添資料に述べられている事項の必要性を確認し、それぞれの自国政府に対し、協議の結果を報告することとした。

1993年6月9日

日 本 国
国際協力事業団
基本設計調査団団長
鎌 田 照 章

中華人民共和國
福建省水利水電庁
副 庁 長
黄 心 炎

鎌田照章

黄心炎

付 属 書

1. 基本設計調査報告書草案の内容

中国側は、調査団の提示した基本設計調査報告書草案の主な内容及び本計画が実施される場合に調達される主要機材のリスト（別添-1）について、理解のうえ同意した。

2. 日本国政府の無償資金協力システム

(1) 中国側は、調査団により説明された日本の無償資金協力の制度について理解しこれに同意した。特に詳細設計については、日本のコンサルタントがこれを実施すること、機材の購入及び据付けについては、本計画実施機関と日本の企業が元請契約を行い実施することについて同意した。

(2) 中国側は、日本の無償資金協力が実施される場合には、別添2の措置を取るとともに、本計画完了後の維持運営に必要な経費等、無償資金協力により負担されない費用等について中国側が負担することに同意した。

3. 今後の調査スケジュール

調査団は確認された内容に基づき最終報告書をまとめ、中国側に1993年7月末日までに送付する。

4. 本計画の実施に関連したその他の重要事項

(1) 洪水予測分析プログラムは、中国側が提供した計算方法を使用し、日本側がシステム設計を行う。また、この洪水予測分析プログラムの作成及び情報処理設備への組み込みは、本計画の完了までに中国側が行う。予警報データの入力・出力・表示・記録に係わるプログラムは日本側で作成する。

鎌

六

(2) 水文観測所、雨量水位観測所の流量の情報処理設備への組み込みは、水位から換算する方式(H-Q式)とし、換算式のプログラムの作成及び組み込みは、本計画の完了までに中国側が行う。

(3) 中国側は、1)鉄塔、ポール、アース、2)建物、井戸、設備基礎、フロアなどすべての土木建築設備の資材の供給及び工事を行う。

また、中国側はこれらの工事を1994年9月末日までに完了させる。

(4) 無線周波数については、多重無線は2GHz帯、テレメータ用無線は70MHz帯、移動無線は150MHz帯とする。ただし、地方弁公室用の無線に使用する周波数帯の決定については、6月末日を目途に日中双方で引き続き協議することとする。なお、これら無線周波数の使用許可は、設計製作までを目途に中国側が責任をもって取得する。

(5) 中国側は、日本の無償資金協力により調達される車両(警報車)及び測定器を機材の据付け・調整期間中、本計画の元請契約業者に必要に応じて無償で貸与することに同意した。

元請契約業者は、貸与された車両及び測定器を適切に維持管理し、機材の据付け・調整完了後に中国側に返却する。なお、元請契約業者は、貸与された車両及び測定器に遺失、破損等の損害を与えた場合には、これを弁償する。

(6) 中国側は、本計画が実施された場合の設備の維持運営に必要な人員を機材の据付け開始までに確保することを約束した。

錦

支

(7) 中国側は、本計画の円滑な実施のために、日本からの電気通信分野等の専門家の派遣及び日本への研修員の派遣を調査団に対し要望した。これに対し調査団は、中国側の要望を日本国の関係機関（外務省、建設省、国際協力事業団）に伝えることとした。

錦

六

録

洪水予警報システム主要機材一覧表

別添1

単位:台

局名	2GHz帯無線装置	72MHz帯無線装置	250MHz帯無線装置	150MHz帯無線装置	多端局装置	テレメータ監視装置	情報処理装置	ワークステーション	ロジック	自動交換機	ファクシミリ	テレメータ装置
福州予警報センター	2	-	-	-	1	1	1	3	1	1	1	-
南平予警報副センター	1	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-
省命令発布センター	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-
南平行署命令発布センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
鳳池無線中継局	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
發桂山無線中継局	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
懂懂羊無線中継局	5	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
祥雲峰無線中継局	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-
九里峰無線中継局	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
庵山無線中継局	1	1	6	1	1	-	-	-	-	-	-	-
黄崗山無線中継局	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
騰雲尖無線中継局	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
百文山無線中継局	-	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-
雪峰山無線中継局	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
鈞釘真無線中継局	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方弁公室(11局)	-	10	11	10	-	-	-	-	-	-	11	-
観測局(71局)	-	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71

注1) テレメータ装置の内訳は雨量計71、水位計31及び放流調整器2である。
 注2) 上記の他警報車14台(地方弁公室に各1台計10台、福州地区2台、南平地区2台)が含まれる。
 注3) 上記の他各局の電源装置が含まれる。

水

別 添 2

日本の無償資金協力が実施される場合、中国側が措置すべき事項は以下の通りである。

1. 本計画に必要な土地を確保し、機材の据付けまでに必要な整地及び建物の建設を完了する。
2. 本計画に必要な周辺基盤（道路、電力・水供給、電話、下水・排水施設等）について機材の据え付けまでに整備・提供すること。
3. 本計画のために輸入される機材について、すみやかな陸上げ、通関、中国国内の輸送に必要な便宜を供与すること。
4. 日本国民による本計画の実施に必要な機材の持ち込み及び役務の供与に関し、中国において課せられる関税、内国税その他の課徴金を免税もしくは負担すること。
5. 本計画の実施のために役務を供与する日本国民に対し、中国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を供与すること。
6. 本計画の実施に必要な許可、免許及びその他の許可について、中国の法律に則り、遅滞なくこれを発給し許可すること。
7. 銀行取り決めに基づき、銀行手数料として次の取扱手数料を支払うこと。
 - (イ) 支払い授權通知手数料
 - (ロ) 支払い手数料
8. 本計画の実施に必要であり、かつ日本の無償資金協力により負担できないその他の経費を負担すること。
9. 本計画の実施に必要なカウンターパート技術者を配置すること。
10. 本計画について日本の無償資金協力で購入される機材等を適切に活用し、維持管理すること。



中 华 人 民 共 和 国
福建省闽江洪水预警报器材装备计划基本设计
调查(说明报告书草案)会谈纪要

关于中华人民共和国福建省闽江洪水预警报器材装备计划(以下简称“本计划”),日本国国际协力事业团派遣以外务省经济协力局无偿资金协力课 镰田照章为团长的报告书草案说明调查团(以下简称“调查团”),于1993年6月2日至6月11日访问了中华人民共和国(以下简称“中国”)。

调查团对福建省水利水电厅说明基本设计调查报告书草案,在友好的气氛中进行了充分的意见交换。

对此,为了本计划的实现,调查团和中方对附件和附录中所阐述事项的必要性进行了确认,并决定各自向双方政府报告会谈的结果。

1993年6月9日

中华人民共和国
福建省水利水电厅
副 厅 长

黄心炎

日 本 国
国 际 协 力 事 业 团
基 本 设 计 调 查 团 团 长

鎌田照章

附 件

1、基本设计调查报告书草案的内容

中方对调查团所示的基本设计调查报告书草案的主要内容以及实施本计划时将提供的主要器材一览表(附录1)表示理解和同意。

2、日本政府的无偿资金援助制度

(1) 中方对调查团所说明的日本无偿资金援助制度表示理解和同意。对于详细设计,中方同意由日方咨询团进行设计。对器材的采购和安装,同意由本计划实施机关与日本企业签定总承包合同后进行实施。

(2) 在实施日本无偿资金援助时,中方同意在采取附录2的措施的同时,确保本计划完成后的维护和运行所必要的经费等,并承担无偿资金援助所不能负担的费用。

3、今后的调查日程

调查团根据所确认的内容,做出最后报告书,在1993年7月31日以前寄到中方。

4、有关实施本计划的其他重要事项

(1) 洪水预测分析程序,使用此次中方提供的计算方法,由日方进行系统设计。另外洪水预测分析程序的编制和输入到信息处理设备的工作,在本计划完成之前由中方进行。与预警

尖

録

报的数据输入、输出、显示、记录有关的程序由日方编制。

(2) 将水文站、雨量水位站的流量，以水位换算流量的公式(H—Q式)输入到信息处理设备中。换算公式的程序编制及输入工作在本计划完成之前由中方进行。

(3) 中方承担：①铁塔、天线杆、地线；②建筑物、测井、设备基础、地板等所有的土木建筑设备的材料供给以及工程的实施。

中方在1994年9月底以前完成上述工程。

(4) 关于无线频率，多重无线采用2GHz带、遥测站的无线采用70MHz带、移动无线采用150MHz带。对地方办公室无线采用的频率带以6月底为目标由中日双方继续研究。使用上述无线频率的审批手续，在设计制作之前为目标由中方负责。

(5) 中方同意：由日本无偿资金援助所提供的车辆(警报车)和测定器，在安装、调试设备期间，根据实际需要以无偿方式借给本计划的总承包单位。总承包单位对借用的车辆和测定器要进行良好的维护管理，安装调试设备后还给中方。如果总承包单位借用的车辆和测定器发生丢失、损坏时要赔偿。

(6) 实施本计划时，中方在安装设备以前，确保对设备维护运行所必要的人员。

(7) 中方希望：为了顺利地实施本计划，由日本派遣电气通信等领域的专家以及向日本派遣进修人员。对此调查团将中



方的希望向日本有关单位（外务省、建设省、国际协力事业
团）转达。

A handwritten signature, possibly '先', enclosed in a circle.A handwritten signature, possibly '锦', enclosed in a circle.

附录1

洪水预警报系统主要器材一览表

单位: 台

站名	2GHz带 无线装置	72MHz带 无线装置	250MHz带 无线装置	150MHz带 无线装置	多路端局 装置	遥测 监视装置	信息处理 装置	工作站	大屏幕 投影机	自动 交换机	传真 装置	遥测 装置
福州预警报中心	2	-	-	-	1	1	1	3	1	1	1	-
南平预警报副中心	1	-	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-
省命令发布中心	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-
南平行署命令发布中心	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
凤池无线中继站	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
靛桂山无线中继站	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
槽横洋无线中继站	5	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
祥云峰无线中继站	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-
九里峰无线中继站	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿山无线中继站	1	1	6	1	1	-	-	-	-	-	-	-
黄岗山无线中继站	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
腾云尖无线中继站	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
百丈山无线中继站	-	1	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-
雪峰山无线中继站	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
锣鼓顶无线中继站	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方办公室(11个)	-	10	11	10	-	-	-	-	-	-	11	-
观测站(71个)	-	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71

注1) 遥测装置内容为雨量计71个, 水位计31个及泄洪设定器2个。

2) 除此以外包含警报车14台(地方办事处各1台, 共计10台, 福州地区2台, 南平地区2台)。

3) 除此以外包含各站的电源装置。

附录2

在实施日本无偿资金援助时，中方应对下列事项采取必要的措施：

(1) 确保本项目所必需的土地，在器材安装前，完成必要的土地平整和建筑物的建设。

(2) 在器材安装前，提供和配备实施本项目所必要的基础设施（搬运器材的道路、供电、供水、电话、下水道、排水设施等）。

(3) 为实施本项目所进口的器材的顺利上岸、通关及中国国内的运输给予必要的方便。

(4) 对日本国民为实施本项目携带入境的必要器材及所提供的劳务，免征其中国关税、国内税及其它税金或者由中方负担。

(5) 对为实施本计划提供劳务的日本国民的入境及在中国逗留给予必要的方便。

(6) 对实施本计划所必要的批准手续、许可证及其它的认可，根据中国法律，及时地给予办理。

(7) 根据银行协议，作为银行的手续费，中方必须支付如下费用：

(a) 支付授权通知手续费



(b) 支付手续费

(8) 负担实施本计划所必需的并且是日本无偿资金援助所不能负担的其它费用。

(9) 为实施本计划配备必要的对口专家。

(10) 有效使用、维护管理本项目利用日本无偿资金援助所采购的器材等。



資料 - 7

中華人民共和國洪水防禦條例

中華人民共和国

洪水防御条例

水利電力出版社

中華人民共和国国务院令

第88号

『中華人民共和国洪水防御条例』は1991年6月28日に国务院第87回常務會議で採択され、ここに公布し、公布の日より施行する。

総理 李 鵬

1991年7月2日

中華人民共和国洪水防御条例

第一章 総 則

第一条 洪水防御活動をしっかりと行い、人民の生命財産の安全と經濟建設の順調な進展を保障するために、『中華人民共和国水法』に基づき、本条例を制定する。

第二条 中華人民共和国国内で行う洪水防御活動には本条例を適用する。

第三条 洪水防御活動は、「安全第一、常に準備して怠らず、防御を主とし、全力で緊急救助を行う」の方針を実行し、團結協力および一部の利益は全体の利益に従うという原則を遵守する。

第四条 洪水防御活動は、各級人民政府の行政首長責任制を実行し、統一的指揮を実行し、段階別、部門別に責任を負う。各関連部門は洪水防御持ち場責任制を実行する。

第五条 いかなる企業事業体も個人も洪水防御に参加する義務を有する。

中国人民解放軍と武装警察部隊は洪水防御の重要な力である。

第二章 洪水防御組織

第六条 国務院は国家洪水防御総司令部を設立し、全国の洪水防御活動を組織し、指導し、その事務機関は国務院水行政主管部門におく。

長江と黄河は、関連省、自治区、直轄市人民政府およびその河川の流域管理機構（以下流域機構と略称）の責任者によって構成される洪水防御指揮機構を設立することができ、所轄範囲の洪水防御活動の指揮に責任を負い、その事務機構は流域機構におく。長江と黄河の洪水防御重大事項は、国家洪水防御総司令部の許可を得てから実行しなければならない。

国務院水行政主管部門に所属する淮河、海河、珠江、松花江、遼河、太湖などの流域機構には、洪水防御事務機構をおき、その流域の洪水防御日常活動に協力する。

第七条 洪水防御任務を有する県級以上の地方人民政府は洪水防御司令部を設立し、関連部門、地元駐留軍隊、人民武装部の責任者によって構成し、各級人民政府首長が指揮を担当する。各級人民政府の洪水防御指揮部は、上部人民政府洪水防御指揮部および同級人民政府の指導の下に、上部の洪水防御指令を実行し、各種洪水防御措置を制定し、当地区の洪水防御活動を統一的に指揮する。

各級人民政府洪水防御指揮部の事務機構は、同級水行政主管部門におき、都市市街区の洪水防御指揮部事務機構も都市建設主管部門におくことができ、所轄範囲の洪水防御日常活動の管理を行う。

第八条 石油、電力、郵便電信、鉄道、自動車道、水上輸送、鉱工業および商業、物資など洪水防御任務を有する部門および事業企業体は、増水期に洪水防御機構を設けて、管轄権を有する人民政府洪水防御指揮

部の統一的指導の下に、その業種およびその事業企業体の洪水防御活動をしっかり行うものとする。

第九条 河筋管理機構、水利水電施設管理事業体および河川沿岸の建設中工事の建設企業は、必ず所轄の水中工事施設の管理保守を強化し、その安全な正常運行を保証し、洪水防御活動に取り組み、参加しなければならない。

第十条 洪水防御任務を有する地方人民政府は、民兵を中核とする大衆的な洪水防御部隊を組織しなければならないが、また関連部門に一任して、洪水防御部隊の構成メンバーを登録し、書類を作り、各自の任務と責任を明確にする。

河筋管理機構とその他洪水防御施設管理事業体は平時の管理任務と結び付けて、本事業体の洪水防御緊急救助隊を組織し、緊急救助の中核的力とする。

第三章 洪水防御準備

第十一条 洪水防御任務を有する県級以上の人民政府は、流域総合計画、洪水防御施設の実際状況および国家規定の洪水防御基準に基づいて、洪水防御方案（特大洪水の処置対策を含む）を制定しなければならない。

長江、黄河、淮河、海河の洪水防御方案は、国家洪水防御総指揮部が制定し、国务院の承認を得てから施行される。省、自治区、直轄市にまたがるその他の河川の洪水防御方案は、関係省、自治区、直轄市の人民政府が制定した後、管轄権を有する流域機構の審査同意を得て、省、自治区、直轄市人民政府が国务院またはその授權機関の承認を得たのち施行する。

洪水防御任務を有する都市人民政府は、流域の総合計画と河川の洪水防御方案に基づき、その都市の洪水防御方案を制定し、上部人民政府ま

たはその授權機構に報告し、承認を得た後施行する。

洪水防御方案が承認された後、関連地方人民政府は必ず執行しなければならない。

第十二条 洪水防御任務を有する企業は、所在流域または地区の洪水防御方案に基づき、本企業の洪水防御措置を決めなければならない、その所在地の水行政主管部門の同意を得たのち、本企業の上部主管部門の承認を受ける。

第十三条 貯水池、水力発電所、ダムの水門、堤防など施設の管理部門は、施設の規格設計、洪水防御方案および工事の実際状況に基づいて、水利工事を起こす場合は洪水防御に従い、安全を保障する条件の下に、増水期調整運用計画を制定し、上部主務機関の審査承認を得た後、管轄権を有する人民政府洪水防御指揮部に報告して記録をとどめ、かつその管轄を受ける。

国家洪水防御総指揮部の認定を受けた洪水防御と重大な関連のある水力発電所は、その洪水防御ダム容量の増水期調整運用計画を上部主管部門に申請し、同意を得た後、管轄権を有する人民政府の洪水防御指揮部の承認を得なければならない。

増水期の調整運用計画が承認を得た後、貯水池、水力発電所、ダムの水門、堤防など施設の管理部門が責任を持ってこれを行う。

氷塊防止任務を有する河川では、その上流貯水池の氷解増水期間の水排出量は、管轄権を有する人民政府洪水防御指揮部の同意を得、かつその監督を受けなければならない。

第十四条 各級洪水防御指揮部は、増水前に各種洪水防御施設に対する検査に取り組み、洪水防御と安全に影響する問題を発見した場合、責任を一任された事業体が規定の期間内に処理しなければならない、洪水防

御活動に間違いがないようにしなければならない。

各関連部門と企業事業体は洪水防御指揮部の統一的配置に従い、管轄の洪水防御工事施設の増水前検査をした後、必ず洪水防御、安全に影響する問題と処理対策を管轄権を有する洪水防御指揮部と上部主管部門に報告し、かつこの洪水防御指揮部の要求に基づいて処理を行わなければならない。

第十五条 河筋の障害物を取り除き、水の滞りの激しい橋梁、用水路、埠頭および河にまたがるその他の工事施設の改造または取り壊しについては、『中華人民共和国河筋管理条例』の規定に従っておこなう。

第十六条 遊水区所在地の省級人民政府は、国务院の関連規定に従って、関連部門および市、県を組織し、所轄の遊水区の安全と建設計画を制定し、かつ実施しなければならない。

各級地方人民政府は、管轄の遊水区の通信、予報警報、避難、撤退道路などの安全施設ならびに緊急立退きと人命救助の準備活動の増水前検査を行い、安全に影響する問題点を見つけた場合は、ただちに処理しなければならない。

第十七条 山津波、泥石流の起こりやすい地区では、地元の関連部門が予防観測員を指定していつも観測していなければならない。雨期がくるまえに、地元の人民政府洪水防御指揮部は関連事業体を組織して安全検査を行い、危険状況の兆しのはっきりしている地区に対し、ただちに大衆を危険区域から立ち退きさせなければならない。

暴風、台風の起き易い地区では、地元の関連部門は貯水池、海岸の堤防、水門堤防、高圧電線などの施設と家屋の安全検査を強化し、安全に影響する問題を発見した場合、ただちに処理しなければならない。

第十八条 地区間で洪水防御方面の水事紛争が発生した場合、紛争発

生地区に共通の一級上の人民政府またはその授権主務部門が処理を行う。

前項でいう人民政府または部門は、洪水防御方面の水事紛争を処理する時、臨時緊急処置対策をとる権限があり、関係当事者双方は必ずこれに従い、かつ鋭意実行しなければならない。

第十九条 洪水防御任務を有する地方人民政府は、河川の堤防、貯水池、遊水区など洪水防御施設および当地区の洪水防御通信、予報警報系統を建設、整備しなければならない。

第二十条 各級洪水防御指揮部は、一定数量の洪水防御緊急救助物資を備蓄しなければならない。商業、供給販売、物資部門が備蓄を代行している場合は、適度に保管料を支払ってよい。洪水の脅威を受けている事業体と大衆は、一定の洪水防御緊急救助物資を備蓄しなければならない。

洪水防御緊急救助に必要な主な物資は、計画主管部門が年度計画の中で判断する。

第二十一条 各級人民政府洪水防御指揮部は、増水前に関連事業体と地元駐留軍隊に対し洪水防御方案を紹介し、洪水防御緊急救助の経験交流に取り組まなければならない。関係者は増水期には随時水情報を通報しなければならない。

第四章 洪水防御と緊急救助

第二十二条 省級人民政府洪水防御指揮部は、地元の洪水の法則に基づいて、増水期の開始日と終了日を規定してよい。河川、湖、貯水池の水情報が保証水位に近づいたり安全流量であるとき、あるいは洪水防御工事施設に重大で危険な状況が発生して状況が緊迫した時、県級以上の地方人民政府は、緊急洪水防御期に入ったことを宣言することができ、かつ上部人民政府洪水防御指揮部に報告する。

第二十三条 洪水防御期間内に、各級洪水防御指揮部は、必ず仕事に

責任を持つ責任者がいなければならない。関連責任者は必ず持ち場を固く守り、適時に増水情報を把握し、かつ洪水防御方案と増水期調整運用計画に基づいて指令を出さなければならない。

第二十四条 増水期では、水利、電力、気象、海洋、農林などの部門の観測所、雨量観測所は、必ず正確に各級洪水防御指揮部にタイムリーな水位、水温などの情報を提供しなければならない。気象部門は、必ず適時に各級洪水防御指揮部に関連の天気予報とリアルタイムの気象情報を提供しなければならず、水文部門は必ず適時に各級洪水防御指揮部に関連水文予報を提供しなければならない。海洋部門は必ず適時に沿海地区の洪水防御指揮部に対し暴風・台風予報を提供しなければならない。

第二十五条 増水期では、河筋、貯水池、水門、堤防、水上輸送施設など水利施設管理事業体およびその主管部門が増水期調整運用計画を執行する時、必ず管轄権を有する人民政府洪水防御指揮部の統一指令指揮または管轄に従わなければならない。

増水期では、発電を主とする貯水池はその増水限度水位以上の洪水防御ダム容量および洪水調整運用には必ず管轄権を有する人民政府洪水防御指揮部の統一指令指揮に従わなければならない。

第二十六条 増水期では、河筋、貯水池、水力発電所、水門、堤防など水利工事管理事業体は必ず規定に従って水利工事の見回りを行い、危険な状況を発見した時は、ただちに緊急救護措置を取り、かつ適時に洪水防御指揮部と上部主管部門に報告しなければならない。その他のどの事業体も個人も、水利工事施設に危険な状況が現れたことを発見した場合、ただちに洪水防御指揮部と水利工事管理事業体に報告しなければならない。

第二十七条 増水期では、自動車道、鉄道、水上輸送、民間航空など

の部門は、ただちに洪水防御緊急救助人員と物資を輸送しなければならない。電力部門は洪水防御用の電力を保証しなければならない。

第二十八条 増水期では、電力指令通信施設は必ず洪水防御活動の需要に従わなければならない。郵便電信部門は必ず洪水情報と洪水防御指令の適時かつ正確な伝達を保証しなければならない。テレビ、ラジオ、自動車道、鉄道、水上輸送、民間航空、公安、林業、石油などの部門は本部門の通信道具を運用して優先的に洪水防御に奉仕しなければならない。

テレビ、ラジオ局、新聞社は、人民政府の洪水防御指揮部が提供する増水状況に基づいて、適時に大衆に向けて洪水防御情報を発表しなければならない。

第二十九条 緊急洪水防御期では、地方人民政府洪水防御指揮部は、人民政府の責任者が活動に責任を負い、当地区の各関連事業体と個人を動員して洪水防御緊急救助に参加させなければならない。全ての事業体および個人は必ず指揮に従い、人民政府洪水防御指揮部が配分した洪水防御緊急救助任務を引き受けなければならない。

第三十条 緊急洪水防御期には、公安部門は人民政府の洪水防御指揮部の要求に基づき、治安管理和安全保護活動を強化する。必要に応じて、関連部門は法に従って陸地と水上の航空規制をしなければならない。

第三十一条 緊急洪水防御期には、洪水防御緊急救助の必要のために、洪水防御指揮部はその管轄範囲内で物資、設備、交通輸送手段および人力を徴用する権限を有し、事後には適時に返却または適当な補償をしなければならない。緊急救助の必要から土を取り、土地を占用し、林木を伐採し、水止め障害物を取り除くのを、いかなる事業体も個人も遮ってはならない。

前項でいう土を取り土地を占用し、林木を伐採したことについては、事後に法に従って関連部門に補償手続きをしなければならない。

第三十二条 河筋の水位または流量が規定の分流、遊水標準に達した時、管轄権を有する人民政府洪水防御指揮部は、承認を得た分流、遊水方案に基づき、分流、遊水措置を取る権限を有する。上記措置が隣接地区に危害をもたらす場合は、管轄権を有する上部洪水防御指揮機関の承認を得、かつ事前に関連地区に通知しなければならない。非常状況下では、国家が定める重点地区と大局の安全を守るために局部を犠牲にしなければならない場合、管轄権を有する上部人民政府洪水防御指揮部の承認を得た後、地元人民政府洪水防御指揮部は非常緊急措置を取ることができる。

上記措置の実施に対し、いかなる事業体も個人も阻止してはならず、阻止と引き伸ばしにあった場合は、管轄権を有する人民政府は、強制執行する権限を有する。

第三十三条 洪水が大衆の安全を脅かす時、中華人民政府は、適時に大衆を安全地帯へ立ち退かせ、かつ生活をしっかり按配しなければならない。

第三十四条 水の自然の勢いまたは洪水防御、浸水排出工事の設計標準、あるいは承認を受けた運行方案に基づいて洪水を放出する場合、下流地区では水をくい止めたりまたは河筋の通過能力を縮小したりしてはならず、上流地区はかつてに放出する流量を増やしてはならない。

管轄権を有する人民政府またはその授権部門の許可を受けずに、いかなる事業体も個人も、河川の流勢の自然制御点を変えてはならない。

第五章 善後策

第三十五条 洪水災害発生地区では、物資、商業、供給販売、農業、

自動車道、鉄道、水上輸送、民間航空などの部門は、緊急救助救済物資の供給と輸送をしっかりと行わなければならない。民政、衛生、教育などの部門は、災害区の大衆の生活供給、医療防疫、学校の補習および生産回復など救済活動をしっかりと行わなければならない。水利、電力、郵便通信、自動車道などの部門は、水で破壊された管轄内施設の復旧作業をしっかりと行わなければならない。

第三十六条 地方各級人民政府の洪水防御指揮部は、国家統計部門承認の洪水災害統計報告書の要求に基づき、管轄範囲内の水害災害状況を調査、統計し、上部主管部門と同級統計部門に報告し、関連事業体および個人は、偽り、だまし、偽造、改竄した報告をしてはならない。

第三十七条 洪水災害発生後、各級人民政府洪水防御指揮部は、災害区の大衆が生産を回復、発展させられるよう積極的に組織し、手助けしなければならない。破壊された施設の復旧に必要な費用は、優先的に関連主管部門の年度建設計画に組み入れなければならない。

第六章 洪水防御経費

第三十八条 財政部門が案配した洪水防御経費は、段階ごと管理の原則に基づき、それぞれ中央財政と地方財政の予算に組み入れる。

増水期に、洪水防御任務を有する地区の事業体および個人は、一定の洪水防御緊急救助労務と費用を負担しなければならない。具体的な方法は省、自治区、直轄市人民政府がこれを制定する。

第三十九条 特大洪水を防御する経費の管理は、関連規定に従ってこなこう。

第四十条 遊水区に対しては徐々に洪水保険制度を推し進め、具体的なやり方は別途制定する。

第七章 激励と処罰

第四十一条 下記事柄のうちの一つを有する事業体と個人は、県級以上の人民政府より表彰または激励される。

(一)洪水で緊急救助任務を行う時、取り組みが緻密で、指揮が当を得、守りが強力で、力を尽くして救助を行い、傑出して任務を完成させた場合。

(二)堤防の見回りと危険箇所の検査をしっかりと行い、危険情報にあった時に適時に報告し、懸命に緊急救助を行い、成果が著しかった場合。

(三)危険の間一髪に、大衆を組織して国家と人民の財産を守り、大衆を助けることに功労があった場合。

(四)洪水防御指令、緊急救助のために対策の智恵を出し、効果が著しかった場合。

(五)気象、降雨情報、水情報の測定と予報が正確かつタイムリーで、情報の伝達が早く、困難を克服し、洪水の測定を急ぎ、そのために重大な洪水災害を軽減させた場合。

(六)適時に洪水防御物資および道具を供給し、洪水防御器材を大切にし、経費支出を節約し、洪水防御緊急救助任務を達成し、その成果が著しい場合。

(七)その他特別な貢献があり、その成果が著しい場合。

第四十二条 下記の行為の一つがあった場合、情状と危害の結果によりその所在事業体または上部主務機関が行政処分を行う。治安管理条例を与えるべきものに対しては『中華人民共和国治安管理条例』の規定にしたがって処罰し、犯罪を構成するものに対しては、法に基づいて刑事責任を追求する。

(一)承認を受けた洪水防御方案を拒否して執行せず、あるいは管轄権を有する洪水防御指揮機関の洪水防御指令方案または洪水防御緊急救助

指令を拒否して執行しない場合。

(二)職責をおろそかにし、または洪水防御緊急救助の重要な時に敵前逃亡した場合。

(三)不法に堤防を決壊させたり水門を開いたりした場合。

(四)洪水防御または救済の金銭または物資を流用、窃盗、横領した場合。

(五)洪水防御指揮機関の職員が法に基づいて職務を執行するのを妨げた場合。

(六)堤防、護岸、水門、ダムの堤防など水利施設の建造物および洪水防御施設、水文観測、測量施設、気象測量施設、河岸地質観測施設、通信照明施設を窃盗、毀損または破壊した場合。

(七)洪水防御緊急救助活動に害を与えるその他の場合。

第四十三条 河筋の貯水池ダムの安全管理に違反し、『中華人民共和国河筋管理条例』と『貯水池ダム安全管理条例』の関連規定に基づいて処理する。

第四十四条 洪水災害情報について偽やうそを報告したり洪水災害統計資料を偽造、改竄したりした場合、『中華人民共和国統計法』およびその実施細則の関連規定に従って処理する。

第四十五条 当事者が行政処分に不服な場合、処罰通知を受け取った日より15日以内に処罰決定機関の一級上の機関に対し再審議申請を出すことができる。再審議決定に対し不服な場合、再審議決定を受け取った日より15日以内に、人民法院（裁判所）に起訴することができる。また当事者は処罰通知を受け取った日より15日以内に、直接人民法院に起訴することができる。

当事者が期限が過ぎても再審議を申請したり人民法院に起訴したりせ

ず、処罰決定も履行しない場合、処罰決定機関は人民法院に強制執行を申請する。増水期でも、処罰決定機関が強制執行を行うことができる。治安管理処罰に不服な場合、『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に従って処理することができる。

当事者が再審議申請中または訴訟期間中、行政処罰決定の執行は停止しない。

第八章 付 則

第四十六条 省、自治区、直轄市人民政府は、本条例の規定に基づき、その地区の実際状況に結び付けて、実施細則を制定することができる。

第四十七条 本条例は國務院水行政主管部門が解釈を行う。

第四十八条 本条例は公布した日より施行する。

資料 - 8

行政系統と洪水防禦系統の相互關係と任務

行政系統と洪水防御系統の相互関係と洪水防御系統の任務

各級洪水防御指揮部と洪水防御弁公室の主な任務：

洪水防御指揮部：各級洪水防御干ばつ対策指揮部は、各級政府および関連軍事行政部門の指導者より構成し、各級政府の洪水防御干ばつ対策活動のための臨時対策決定機構であり、常設機構ではない。

(1) 毎年の増水期の前に会議を開き、各級洪水防御弁公室の洪水防御配置と対策意見を聴取し、かつ決定を行う。

(2) 大洪水または大型台風が来る前に、会議を開き、洪水防御台風対策の決定を行う。

(3) 重大災害が発生した時、会議を開いて救済対策を決定する。

各級洪水防御弁公室：各級洪水防御弁公室は、各級洪水防御指揮部の常設事務機関であり、省洪水防御指揮部を代表して下記の主な活動を行う。

(1) 省洪水防御部門の指令を受けて、その月の洪水防御干ばつ対策を研究し、段取りを決める。上部の指令通信系統がいったん故障した場合、各級洪水防御弁公室は自ら対策を出す権限を有する。

(2) 洪水防御干ばつ対策活動を検査し、水利施設の増水前検査を行う。

(3) 洪水の台風状況を通報する（今後は洪水予報活動と組み合わせる）。

(4) 水、干ばつ、風の災害の状況を適時に理解、収集し、かつ善後策をとる。

(5) 洪水防御高波防止および干ばつ対策計画活動に参加し、研究する。

(6) 各地の洪水防御干ばつ対策活動との調和を図る。

行政系统、防汛系统相互关系及防汛系统的任务

各级防汛指挥部和防汛办公室的主要任务：

防汛指挥部：各级防汛抗旱指挥部由各级政府和有关军事行政管理部门领导人组成，为各级政府防汛抗旱工作的临时决策机构。非常设机构。

(1) 在每年汛期之前召开会议，听取各级防汛办公室的防汛布置和对策意见，并做出决定。

(2) 在大洪水或大台风到来之前，召开会议，做出抗洪防台的决策。

(3) 在发生重大灾情时，召开会议做出救灾决策。

各级防汛办公室：各级防汛办公室为各级防汛指挥部的常设办事机构，代表省防汛指挥部进行下列主要工作：

(1) 接受省防汛部门指令，研究和部署本地区防汛抗旱的对策。一旦上级指令的通信系统故障，各级防汛办公室有权自行做出对策。

(2) 检查防汛抗旱工作和水利工程的汛前检查。

(3) 通报洪水和台风情况（今后将配合洪水预报工作）。

(4) 及时了解搜集水旱风灾灾情，并进行善后工作。

(5) 参加研究防汛防潮和抗旱规划工作。

(6) 协调各地防汛抗旱工作。

图1

福建省防汛抗旱指挥部机构组成

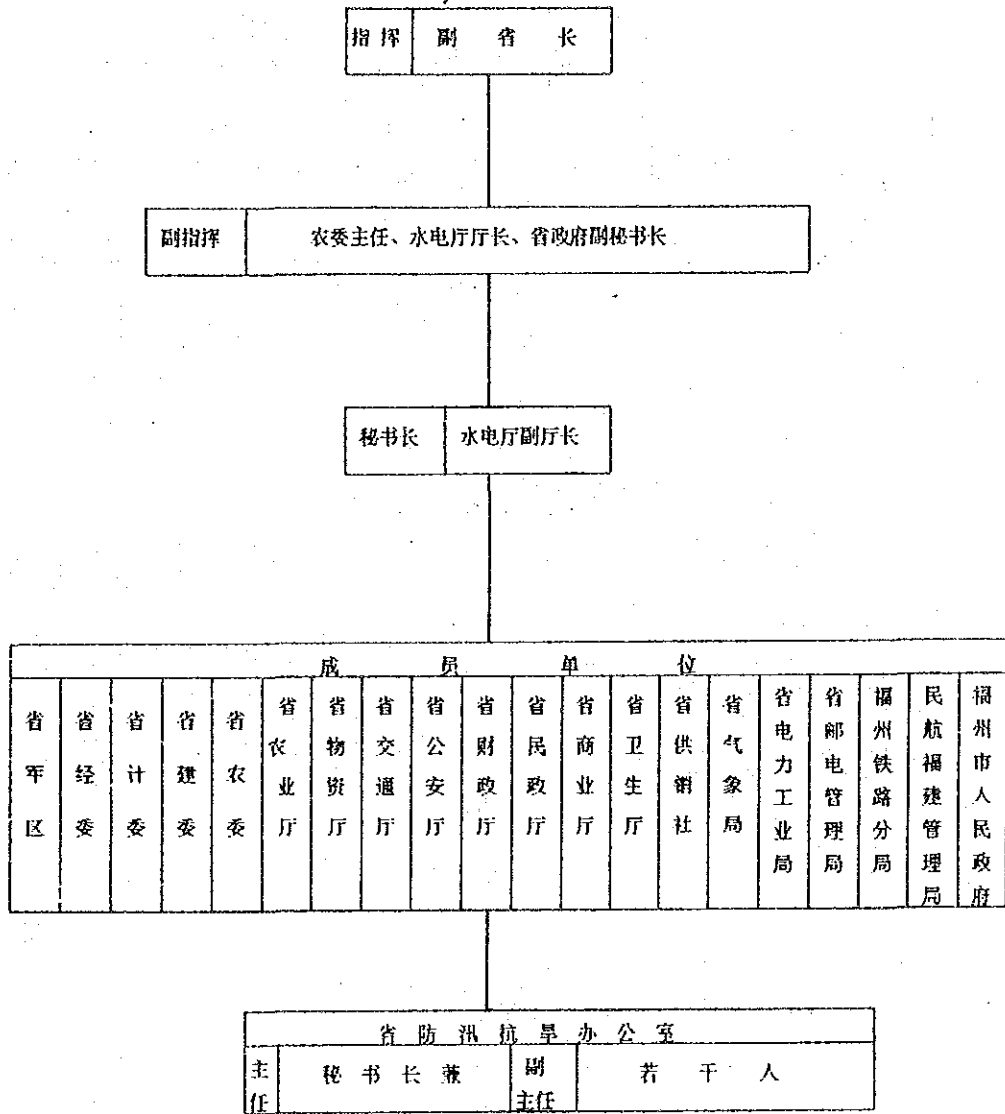
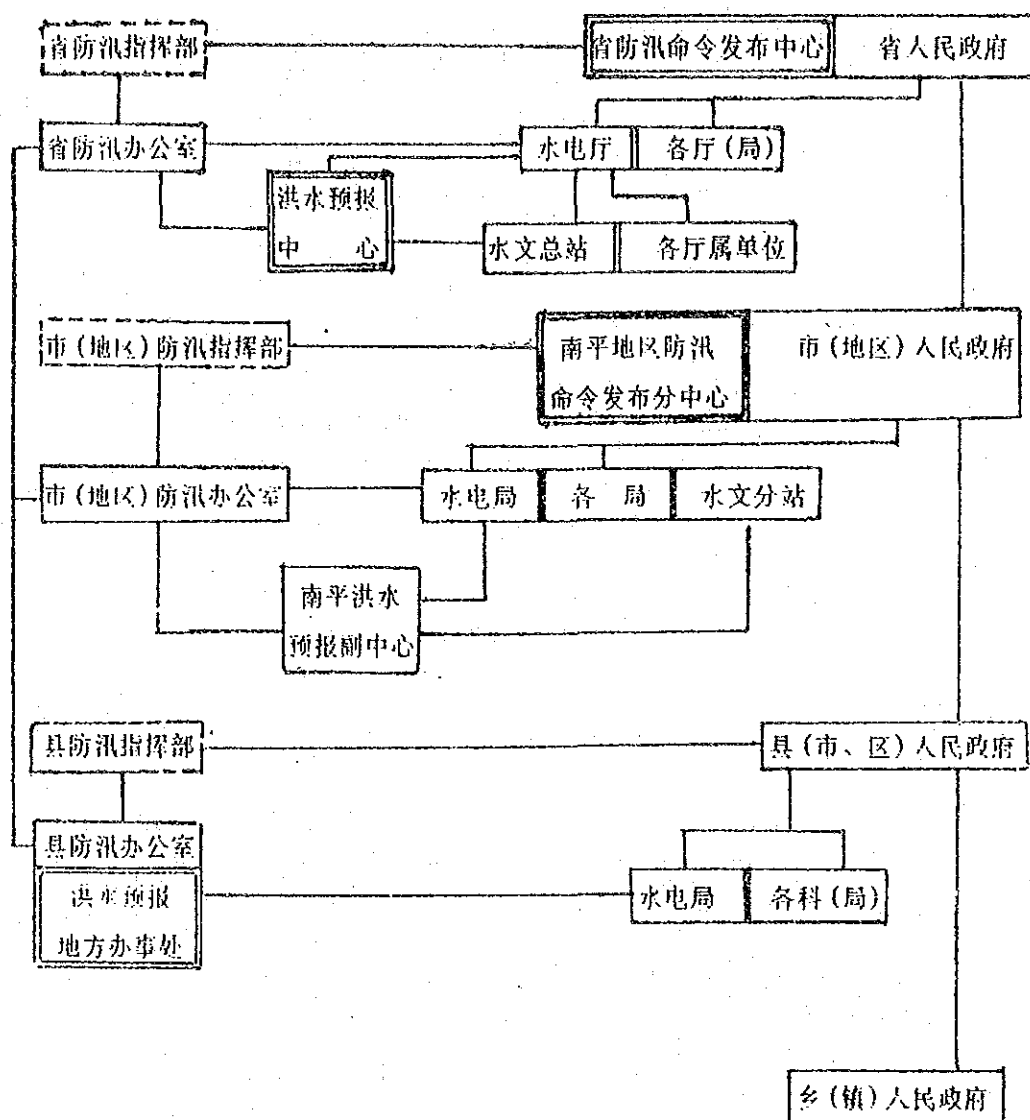


图2



注：[] 表示各级防汛指挥部非常设机构
 指挥部指挥为各级政府的分管领导人。
 以省防汛指挥部门组成为例，见附页。
 市(地区)、县防汛指挥部基本相似。

JICA